

信用保証協会関係の事務ガイドラインの改正について

現 行	改 正
<p>信用保証協会関係</p> <p>2. 報告等に関する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>2 - 4 関連会社について</p> </div> <p>関連会社（信用保証協会が出資する会社で、その設立経緯、資金的、人的関係等からみて信用保証協会と密接な関係を有する会社をいう。）については、信用保証協会が中小企業者等に対する金融の円滑化を目的とし、国及び地方公共団体から多額の支援を受けている点にかんがみ、適正保証の推進、審査・管理の充実を図るとともに業務の合理化・効率化を推進する必要があることから、以下の点に留意し指導を行うこととする。</p> <p>2 - 4 - 1 関連会社の業務の範囲</p> <p><u>信用保証協会が設立することができる関連会社は、信用保証協会の業務に係る事務のうちその業務の基本に係ることのないもので、主として当該信用保証協会のために行うものとする。</u></p> <p><u>（いわゆる従属業務）</u> （例） ・担保管理の補助業務（担保物件の現地確認、登記簿謄本等の徴求等） ・事業用不動産の管理業務 ・職員向け福利厚生業務及び信用保証協会の調度品・消耗品等の一括購入業務 ・信用調査（債務者及び連帯保証人の現況調査及び資産調査等）の補助業務 ・求償権回収の補助業務（信用保証協会の指示に基づく督促状の作成・発送事務の代行、法的措置に係る各種書類の作成・発送、求償権先等調査） ・広告・宣伝業務 ・人材派遣会社における労働者派遣業務 ・保証業務に関連したコンピュータ関連業務（システム開発、ソフトの販売、コンピュータソフトの販売に伴い必要とされる付属機器の販売、バックアップデータの保管管理業務、電算処理受託等）</p> <p>2 - 4 - 2 関連会社の適正化措置</p> <p>関連会社の範囲を超える業務を行っている関連会社については、次のように適正化を図るよう指導するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該会社等への当該信用保証協会の役職員等による出資は行わない (2) 当該会社等の商号を信用保証協会との関連を連想させないものとする (3) 当該会社等に対し原則として役職員を出向させない（適正化措置を完了した会社等に対して、研修を目的とした出向の場合を除く。） (4) 当該会社等の営業所を信用保証協会の建物内に設置しない 	<p>信用保証協会関係</p> <p>2. 報告等に関する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>2 - 4 関連会社について</p> </div> <p>（同左）</p> <p>2 - 4 - 1 関連会社の業務の範囲</p> <p><u>信用保証協会が設立することができる関連会社の業務の範囲は、以下のものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>主として中小企業金融安定化特別保証制度に係る求償権の回収業務であって、信用保証協会の共同出資により設立する会社が行うもの</u> (2) <u>信用保証協会の業務に係る事務のうちその業務の基本に係ることのないもので、主として当該信用保証協会のために行うもの（いわゆる従属業務）</u> <p>（同左）</p> <p>2 - 4 - 2 関連会社の適正化措置</p> <p>（同左）</p>

信用保証協会関係の事務ガイドラインの改正について

現 行	改 正
<p>2 - 4 - 3 関連会社に関する留意事項</p> <p>(1) 関連会社の範囲を逸脱する業務（一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等）を行っていないか</p> <p>(2) 関連会社を利用して、会社株式等を取得していないか</p> <p>(3) <u>信用保証協会の資産流出を防止する観点から、従属業務を営む関連会社は信用保証協会が全額出資し、当該関連会社の資本の額は、商法で定める最低資本の額となっているか</u></p> <p>(4) 親協会からの収入依存度については、原則として収入は、親協会からのものとなっているか（親協会を同じくする他の全額出資関連会社からの収入は親協会からの収入として取扱う。また、保証協会業務に関連したコンピュータ関連業務に係る収入についても、親協会以外の信用保証協会及びその関連会社からの収入を親協会からの収入として取扱う。なお、地方公共団体に対するコンピュータ関連業務に係る収入についても、他信用保証協会からの収入として扱う。）</p> <p>(5) 人材派遣会社における労働者派遣業務については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）」の趣旨に沿っているか</p>	<p>2 - 4 - 3 関連会社に関する留意事項</p> <p>(同左)</p> <p>(3) <u>信用保証協会の資産流出を防止する観点から、関連会社は信用保証協会が全額出資し、当該関連会社の資本の額は、商法で定める最低資本の額となっているか</u> <u>但し、特別法によりその資本金額が定められている場合は、この限りではない</u></p> <p>(同左)</p>